

## 第二回 純金積立って？消費税が上がれば得をする？

『純金積立コツコツ・・・』どこかで聞いたことのあるフレーズかと思います。ちょっと気になっている方も多いのではないのでしょうか。最近では純金を購入して「資産」として保有する人も増えてきました。今回はこの「純金積立」について、仕組みからメリット、売買した際の税金などについてみていきましょう。

### ■純金積立の仕組みとメリット

純金積立では、毎月一定金額を指定して、コツコツ純金を買い付けていくこととなります。取扱会社によっても異なりますが、月額 1,000 円から購入が可能なのところもあります。また、ボーナス月に積立金額を増額したり、買いたい時に追加で購入することも可能となっています。

毎月一定額を購入していく方法（これをドル・コスト平均法といいます）により、金の価格が高い時には購入できる量は少なくなります。金の価格が安い時には購入できる量が増えますから、全体としては購入費用を引き下げることができます。これが純金積立の大きなメリットといえます。また、意外と知られていないこととして、金を売却した際には売却額に対する消費税が戻ってくることもメリットといえます。購入した時に、購入額に対して消費税がかかってきますが、売却するまでの間に消費税が増税された場合には、その間の消費税の税率の差額は利益となって返ってくるのです。今後、日本では消費税増税議論がなされていくことと思いますので、消費税増税を逆手にとって、メリットとして享受することができる点も純金積立の特徴といえます。

### ■純金積立の楽しみとデメリット

純金積立では、積み立てた純金を売却して利益を得るほか、実際に純金やゴールドジュエリーと交換することもできます。資産として保有する以外に、コツコツ貯めてジュエリーと交換することができるのも純金積立の楽しみといえます。

ただし、注意しなければならない点もあります。金は利息が発生しないため、利息による収入を得ることはできません。また金は価格が日々変動する商品であり、実際には海外から輸入することが前提となるため、為替の影響も受けます。月々の購入手数料や年会費が取られることもありますので、手数料にも注意しなければなりません。手数料等を比較しているサイトは結構ありますので、参考にされるとよいと思います。

### ■売却益に対する税金はどうなるの？

純金積立によって購入した純金の売却益は、原則として譲渡所得（営利を目的に継続的に売買を行っている場合は雑所得）の扱いとなります。純金の売却による譲渡所得の場合、他の譲渡所得を含めて、年間における利益が 50 万円を超える場合には確定申告により所得

税を納める必要があります。逆にいえば、年間で 50 万円までの利益であれば所得税が課税されないこととなります。

インフレに強く、有事の際に強い資産が金になります。資産の一つとして取り入れてみてはいかがでしょうか。